セクシュアル・ハラスメントの事象が生起したときの学校の対応（フロー図）

①事象の生起
□生徒や保護者からの訴えによる
□教職員が発見する
□相談機関からの連絡による

②情報管理
（Q11 参照）
□被害者の人権・プライバシーの尊重
□情報提供者の氏名を明かさない
□噂や憶測が教職員や児童・生徒の間で流布しないよう留意する（二次被害の防止）

③被害の訴えがあった時(Q8 参照)
■被害を受けた児童・生徒からの聞き取りに際して
□複数の教職員が相談にあたり、少なくとも１名は相談者と同性の者が加わる
□相談に用いる部屋は相談者のプライバシーを守ることができるよう配慮し、相談者がゆったりした気持ちで話せる雰囲気をつくる
□先入観を持って相談にのぞまないこと。被害者の内面に配慮して相談を受ける
□相談者の立場に立ち、その主張を十分に聞く
□児童・生徒のペースで話しを聞き、同じことを繰り返しては聞かないなど、相談者の心理的負担を軽くするよう配慮する
□児童・生徒の自尊感情を大切にした対応を心がける
□相談者と相談の対象となっている者を、同席させて話を聞くことのないよう留意する
□事実関係を的確に把握し、その内容を相談者に確認するとともに了解を得た上で記録する
■第三者からの聞き取りに際して
□校長は必要に応じて第三者から聞き取りを行うなど、事象の客観的な把握のための努力をする
■加害者とされている者からの聞取りに際して
（Q10 参照）
□セクシュアル・ハラスメントに該当するか否かは受け手側の判断が重要であることを確認する
□他の場面でも同様な行為が無いかどうかを確認する
■教育委員会との連携をとる

④被害児童・生徒のケア（Q9 参照）
□被害児童・生徒から信頼を得ている同性の教職員がケアに当たる
□被害の訴えがあった時点で、まず被害者の立場に立ち、支援する体制を作る
□被害者自身が自分を責めることがないよう、折にふれ「あなたは悪くない」というメッセージを伝える
□保護者と信頼関係を構築するよう、連携に努める
□二次被害を受けることがないよう、最大限配慮する
□被害者と加害教職員を分離するようにする

⑤保護者等の理解と協力
□学校の取組の基本姿勢を伝え、理解と協力を得る
□誠意ある対応をし、信頼を回復する
□教育相談を通じて、関係児童・生徒にも配慮する
□被害者の保護者に対してもケアが必要かを検討する

⑥指導
（Q11 参照）
■加害者に対して
□被害者の心情を最大限配慮した指導を行う
□セクシュアル・ハラスメント等についての事実関係の確認を行う
□自らの行為を振り返り、反省を促し、再発防止について課題を考えさせる
□誠意ある謝罪を行わせる
■全ての教職員に対して
（Q11 参照）
□「セクシュアル・ハラスメントを防止するために」の趣旨を確認する
□児童・生徒の人権を尊重すること再確認し、被害者のプライバシーに十分配慮しつつ、問題解決に努める
□事実経過の報告をし、共通認識を持つ

⑦教訓化と再発防止
□事象の要因や背景を分析することにより学校における取り組むべき課題を明らかにするとともに、再発防止のための対策を講じる。その際、個人情報の保護に留意し、守秘義務を厳守する
□全教職員へ事実関係を周知することにより、学校全体として課題の共通理解を図る。その際、本人や保護者等の理解と協力を求める
□学校として、不十分な点について、検証し、再発防止のための具体的取り組みを推進する
□必要に応じて、他の保護者等に対しても、学校の取り組みと再発防止方策を説明する

⑧謝罪
（Q11 参照）
□被害児童・生徒及び保護者の気持ちを最大限尊重する
□被害児童・生徒の保護者に事実関係を報告するとともに、学校として謝罪する
□加害教職員による謝罪の場を設ける
□被害者及び保護者に対し、誠意ある対応をし、信頼回復に努める